

○市税条例改正事項一覧（専決分）

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」【平成29年3月31日公布 平成29年4月1日施行】

	条 文	改正内容
本則	第33条 所得割の課税標準	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、納税者の選択により所得税と市民税で異なる課税方式を選択することが可能となったもの
	第35条の3の2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	第33条の改正に伴う所要の規定の整備
	第48条 法人の市民税の申告納付	文言修正、引用条文の変更等
	第50条 法人の市民税に係る不足税額の納付の手続	文言修正、引用条文の変更等
	第61条第8項 固定資産税の課税標準	震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準を2分の1とする特例について規定
	第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出	居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定
	第63条の3 法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備
第74条の2 被災住宅用地の申告	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定	
附則	第5条 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長
	第7条 読替規定	法律の改正にあわせて改正
	第7条の2 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合	引用条文の変更等
	第7条の3第9項～第11項 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定
	第13条 軽自動車税の税率の特例	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規で取得した軽自動車について、燃費基準を見直した上でグリーン化特例を適用
	第13条の2 軽自動車税の賦課徴収の特例	不正の手段等によりグリーン化特例の適用を受けた場合の軽自動車税の賦課徴収の特例について規定
	第13条の3第2項 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化
	第14条の2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの
	第17条の2 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	特例適用利子等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化
	第17条の3第4項 条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化